

## 横浜市障害者グループホーム運営費助成要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日健障支第 360 号（局長決裁）  
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日健障支第 3926 号（局長決裁）

### （趣 旨）

第 1 条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 5 条第 17 項に規定される共同生活援助事業を実施する法人（以下「事業者」という。）に対する運営費の助成について、必要な事項を定める。

### （助成対象経費）

第 2 条 事業者への助成額の基準、算定方法および助成対象となる経費等は、別表のとおりとする。なお、総合支援法第 28 条第 2 項に規定される共同生活援助について、同法第 29 条および第 30 条の規定に基づく訓練等給付費または特例訓練等給付費の給付の対象とならない月においては助成の対象外とする。

2 別表で定める「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本市外で共同生活援助事業を実施する事業者の障害者グループホームに、横浜市が援護の実施機関である者が入居している場合の当該事業者に対する助成額の基準、算定方法および助成対象となる経費等については、当該事業者の所在地を管轄する自治体の基準により当該対象者が助成対象外となる場合に限り、当該自治体の基準により助成するものとする。

### （運営基本費等の請求手続）

第 3 条 運営基本費およびサービス管理費の請求は、かながわ自立支援給付費等支払システムによる。

### （交付の条件）

第 4 条 本要綱に基づき交付された助成金は、事業者の共同生活援助事業の実施以外の目的に使用してはならない。

2 市長は、前項に違反した事業者に対し、助成金の返還を求めることができる。

### （その他）

第 5 条 本要綱で定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

### 附 則

本要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

本要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

本要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

本要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

本要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

本要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

本要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条第1項）

項目	基準額	算定方法	補助対象
運営基本費	1人月額(総合支援法の介護給付費・訓練等給付費に加算) : 単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数 ただし、月の途中で入退去があった場合は、日割計算とする。 なお、当該月の初日の障害支援区分を、その基準とする。	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
サービス管理費	1人月額 5,000円	単価×入居者数 なお、サービス管理費については日割計算を行わないものとする。	総合支援法の介護給付費・訓練等給付費の基本報酬が、個別支援計画未作成減算の対象とならない月

○ 運営基本費単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	障害支援区分	定員							
		4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員	
平日運営	区分1以下	14,000円	18,000円	22,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	
	区分2	2,000円	10,000円	16,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
	区分3	0円	3,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
365日運営	区分1以下	27,000円	22,000円	25,000円	19,000円	19,000円	19,000円	19,000円	
	区分2	14,000円	12,000円	18,000円	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円	
	区分3	5,000円	4,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	